

令和 8 年 度

弟子屈町各会計予算書

令和 8 年度各会計予算書

目 次

1	一 般 会 計	1
2	国民健康保険特別会計	13
3	介護保険特別会計	17
4	後期高齢者医療特別会計	21
5	温泉事業特別会計	25
6	水道事業会計	29
7	下水道事業会計	33

一 般 会 計

令和 8 年度 弟子屈町一般会計予算

令和 8 年度弟子屈町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21,400,000千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は6,000,000千円と定める。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

弟子屈町長 徳 永 哲 雄

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金	額
1. 町	税		957,441
	1. 市 町 村 民 税		408,779
	2. 固 定 資 産 税		443,356
	3. 軽 自 動 車 税		22,525
	4. 町 た ば こ 税		60,627
	5. 入 湯 税		22,154
2. 地 方 譲 与 税			140,800
	1. 地 方 揮 発 油 譲 与 税		25,000
	2. 自 動 車 重 量 譲 与 税		94,000
	3. 森 林 環 境 譲 与 税		21,800
3. 利 子 割 交 付 金			1,000
	1. 利 子 割 交 付 金		1,000
4. 配 当 割 交 付 金			1,500
	1. 配 当 割 交 付 金		1,500
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金			2,000
	1. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		2,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金			10,000
	1. 法 人 事 業 税 交 付 金		10,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金			193,100
	1. 地 方 消 費 税 交 付 金		193,100
8. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金			2,400
	1. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		2,400
9. 環 境 性 能 割 交 付 金			1
	1. 環 境 性 能 割 交 付 金		1

10. 地方特例交付金		3,000
	1. 地方特例交付金	3,000
11. 地方交付税		4,143,000
	1. 地方交付税	4,143,000
12. 交通安全対策特別交付金		700
	1. 交通安全対策特別交付金	700
13. 分担金及び負担金		203,921
	1. 分担金	39,240
	2. 負担金	164,681
14. 使用料及び手数料		198,687
	1. 使用料	158,979
	2. 手数料	39,708
15. 国庫支出金		1,876,591
	1. 国庫負担金	344,806
	2. 国庫補助金	1,528,695
	3. 国庫委託金	3,090
16. 道支出金		466,408
	1. 道負担金	200,537
	2. 道補助金	248,565
	3. 道委託金	17,306
17. 財産収入		54,864
	1. 財産運用収入	51,754
	2. 財産売却収入	3,110
18. 寄附金		4,500,140
	1. 寄附金	4,500,140
19. 繰入金		2,382,620

款	項	金 額
	1. 特 別 会 計 繰 入 金	4 0 8
	2. 基 金 繰 入 金	2, 3 8 2, 2 1 2
2 0 . 繰 越 金		1 5 0, 0 0 0
	1. 繰 越 金	1 5 0, 0 0 0
2 1 . 諸 収 入		2, 5 8 0, 0 2 7
	1. 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	5 0
	2. 町 預 金 利 子	5 5 6
	3. 貸 付 金 元 利 収 入	2 0 6, 4 6 7
	4. 受 託 事 業 収 入	9, 1 7 2
	5. 雑 入	2, 3 6 3, 7 8 2
2 2 . 町 債		3, 5 3 1, 8 0 0
	1. 町 債	3, 5 3 1, 8 0 0
歳 入	合 計	2 1, 4 0 0, 0 0 0

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1. 議会費		75,950
	1. 議会費	75,950
2. 総務費		9,626,244
	1. 総務管理費	9,575,752
	2. 徴税費	18,442
	3. 住民基本台帳費	13,717
	4. 選挙費	6,050
	5. 統計調査費	721
	6. 監査委員費	11,562
3. 民生費		2,237,371
	1. 社会福祉費	1,555,065
	2. 児童福祉費	682,006
	3. 災害救助費	300
4. 衛生費		756,804
	1. 保健衛生費	349,308
	2. 清掃費	407,496
5. 労働費		27,977
	1. 労働諸費	27,977
6. 農林水産業費		665,683
	1. 農業費	534,407
	2. 林業費	131,089
	3. 水産業費	187
7. 商工費		2,994,108
	1. 商工費	2,994,108

款	項	金 額
8 . 土 木 費		1 , 3 1 5 , 2 2 8
	1 . 道 路 橋 梁 費	6 1 9 , 7 3 5
	2 . 都 市 計 画 費	3 3 3 , 8 9 8
	3 . 住 宅 費	2 6 5 , 0 2 3
	4 . 河 川 費	9 6 , 5 7 2
9 . 消 防 費		6 2 0 , 1 9 5
	1 . 消 防 費	6 2 0 , 1 9 5
1 0 . 教 育 費		9 4 0 , 6 4 0
	1 . 教 育 總 務 費	3 6 2 , 3 6 2
	2 . 小 学 校 費	1 6 9 , 8 4 1
	3 . 中 学 校 費	1 0 5 , 8 7 5
	4 . 社 会 教 育 費	1 3 5 , 4 7 4
	5 . 保 健 体 育 費	1 6 7 , 0 8 8
1 1 . 災 害 復 旧 費		1 0
	1 . 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	5
	2 . 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	5
1 2 . 公 債 費		1 , 1 8 0 , 0 6 9
	1 . 公 債 費	1 , 1 8 0 , 0 6 9
1 3 . 諸 支 出 金		1 0
	1 . 普 通 財 産 取 得 費	1 0
1 4 . 給 与 費		9 4 7 , 7 1 1
	1 . 給 与 費	9 4 7 , 7 1 1
1 5 . 予 備 費		1 2 , 0 0 0
	1 . 予 備 費	1 2 , 0 0 0
歲 出	合 計	2 1 , 4 0 0 , 0 0 0

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
弟子屈中学校・給食センター 学校施設LED化事業	令和8年度から 令和18年度まで	99,827
複合型地域観光交流拠点施設 開業準備業務	令和8年度から 令和9年度まで	27,940
複合型地域観光交流拠点施設 入館システム	令和8年度から 令和9年度まで	28,798
公社営草地畜産基盤整備事業	令和8年度から 令和11年度まで	105,970

第3表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
町 有 林 整 備 事 業	千円 26,800	普通貸借 又は 証券発行	4.0以内 % (ただし、利率見直し方式 で借り入れる政府資金及 び地方公共団体金融機構 資金、日本政策金融公庫 資金について、利率の見直 しを行った後においては、 当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件によ り、銀行その他の場合には、その債権者と 協定するものとする。ただし町財政の都合 により、繰上げ償還することができる。
奥春別西10号三笠線防雪柵新設事業	39,700	〃	4.0以内	〃
都市公園長寿命化事業	23,400	〃	〃	〃
公 営 住 宅 建 設 事 業 (川 湯 駅 前 団 地)	91,500	〃	〃	〃
公 営 住 宅 除 却 事 業 (湯 の 川 団 地)	24,700	〃	〃	〃
役場庁舎外壁等改修事業	143,500	〃	〃	〃
全国瞬時警報システム更改・分離事業	19,800	〃	〃	〃
河 川 改 修 事 業	96,000	〃	〃	〃
弟子屈原野西1号線舗装改修事業	50,000	〃	〃	〃

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
固定資産GIS導入事業	千円 4,100	普通貸借 又は 証券発行	4.0以内 %	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし町財政の都合により、繰上げ償還することができる。
公金収納デジタル化事業	11,100	〃	〃	〃
図書館バス更新事業	41,200	〃	〃	〃
高規格救急自動車更新事業	54,700	〃	〃	〃
中心市街地再構築事業 (複合型地域観光交流拠点施設整備事業)	2,427,100	〃	〃	〃
認定こども園整備事業 (子育て支援施設等整備事業)	229,900	〃	〃	〃
摩周厚生病院医療機器更新補助事業債	35,400	〃	〃	〃
浄化槽設置補助事業	3,500	〃	〃	〃
中央源泉利用発電事業債	11,800	〃	〃	〃
火葬場改修事業	6,500	〃	〃	〃
建設機械整備事業	19,800	〃	〃	〃

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
橋梁長寿命化事業	千円 54,100	普通貸借 又は 証券発行	4.0以内 %	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし町財政の都合により、繰上げ償還することができる。
過疎地域持続的発展特別事業 公共交通維持確保事業	15,000	〃	〃	〃
過疎地域持続的発展特別事業 高齢者等生活支援事業	5,700	〃	〃	〃
過疎地域持続的発展特別事業 乳児養育支援事業	4,600	〃	〃	〃
過疎地域持続的発展特別事業 屈斜路地区通園児送迎支援事業	5,100	〃	〃	〃
過疎地域持続的発展特別事業 保育園・認定こども園就園支援事業	16,600	〃	〃	〃
過疎地域持続的発展特別事業 浄化槽設置費補助事業	2,000	〃	〃	〃
過疎地域持続的発展特別事業 こども医療費無償化事業	10,500	〃	〃	〃
過疎地域持続的発展特別事業 畑作生産基盤強化事業	10,000	〃	〃	〃
過疎地域持続的発展特別事業 地場産品総合対策事業	14,000	〃	〃	〃
過疎地域持続的発展特別事業 自然体験・環境学習事業	6,000	〃	〃	〃

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎地域持続的発展特別事業 住宅建築資金助成事業習事業	千円 9,100	普通貸借 又は 証券発行	4.0以内 %	政府資金については、その融資条件によ り、銀行その他の場合には、その債権者と 協定するものとする。ただし町財政の都合 により、繰上げ償還することができる。
過疎地域持続的発展特別事業 民間賃貸住宅建設等促進事業	12,000	〃	〃	〃
過疎地域持続的発展特別事業 生涯学習バス運行事業	3,600	〃	〃	〃
過疎地域持続的発展特別事業 スポーツ振興助成事業	3,000	〃	〃	〃
計	3,531,800			

国民健康保険特別会計

議案第 31 号

令和 8 年度 弟子屈町国民健康保険特別会計予算

令和 8 年度弟子屈町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ895,916千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

弟子屈町長 徳 永 哲 雄

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金	額
1. 国民健康保険税			172,319
	1. 国民健康保険税		172,319
2. 道支出金			626,434
	1. 道補助金		626,434
3. 財産収入			93
	1. 財産運用収入		93
4. 繰入金			97,019
	1. 他会計繰入金		96,019
	2. 基金繰入金		1,000
5. 繰越金			1
	1. 繰越金		1
6. 諸収入			50
	1. 延滞金加算金及び過料		20
	2. 雑収入		30
歳入	合計		895,916

歳出

(単位：千円)

款	項	金	額
1. 総務費			15,266
	1. 総務管理費		8,506
	2. 徴税費		6,494
	3. 運営協議会費		266
2. 保険給付費			613,186
	1. 保険給付費		613,186
3. 国民健康保険事業費納付金			236,236
	1. 国民健康保険事業費納付金		236,236
4. 共同事業拠出金			1
	1. 共同事業拠出金		1
5. 保健事業費			19,604
	1. 特定健康診査等事業費		5,211
	2. 保健事業費		14,393
6. 基金積立金			10,093
	1. 基金積立金		10,093
7. 諸支出金			1,030
	1. 償還金及び還付加算金		1,020
	2. 延滞金		10
8. 予備費			500
	1. 予備費		500
歳出	合計		895,916

介護保険特別会計

令和 8 年度 弟子屈町介護保険特別会計予算

令和 8 年度弟子屈町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ964,422千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

弟子屈町長 徳 永 哲 雄

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金	額
1. 保 険 料			155,907
	1. 介 護 保 険 料		155,907
2. 国 庫 支 出 金			248,570
	1. 国 庫 負 担 金		149,143
	2. 国 庫 補 助 金		99,427
3. 道 支 出 金			144,638
	1. 道 負 担 金		130,914
	2. 道 補 助 金		13,724
4. 支 払 基 金 交 付 金			242,020
	1. 支 払 基 金 交 付 金		242,020
5. 財 産 収 入			261
	1. 財 産 運 用 収 入		261
6. 繰 入 金			167,264
	1. 一 般 会 計 繰 入 金		150,022
	2. 基 金 繰 入 金		17,242
7. 繰 越 金			10
	1. 繰 越 金		10
8. 諸 収 入			5,752
	1. 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料		10
	2. 雑 入		5,742
歳 入	合 計		964,422

歳出

(単位：千円)

款	項	金	額
1. 総務費			18,676
	1. 総務管理費		13,061
	2. 徴収費		616
	3. 介護認定審査会費		4,763
	4. 趣旨普及費		236
2. 保険給付費			861,716
	1. 介護サービス等諸費		758,728
	2. 介護予防サービス等諸費		34,260
	3. その他諸費		614
	4. 高額介護サービス等費		22,909
	5. 高額医療合算介護サービス等費		3,279
	6. 特定入所者介護サービス等費		41,926
3. 地域支援事業費			83,449
	1. 介護予防・生活支援サービス事業費		25,904
	2. 一般介護予防事業費		8,684
	3. 包括的支援事業・任意事業費		48,790
	4. その他諸費		71
4. 基金積立金			261
	1. 基金積立金		261
5. 諸支出金			320
	1. 償還金及び還付加算金		320
歳出	合計		964,422

後期高齢者医療特別会計

令和 8 年度 弟子屈町後期高齢者医療特別会計予算

令和 8 年度弟子屈町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ206,651千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

弟子屈町長 徳 永 哲 雄

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金	額
1. 後期高齢者医療保険料			144,408
	1. 後期高齢者医療保険料		144,408
2. 繰入金			61,992
	1. 一般会計繰入金		61,992
3. 繰越金			10
	1. 繰越金		10
4. 諸収入			241
	1. 延滞金、加算金及び過料		11
	2. 償還金及び還付加算金		210
	3. 雑入		20
歳入	合計		206,651

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1. 総務費		12,364
	1. 総務管理費	12,364
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		194,047
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	194,047
3. 諸支出金		210
	1. 償還金及び還付加算金	210
4. 予備費		30
	1. 予備費	30
歳出	合計	206,651

温泉事業特別会計

令和 8 年度 弟子屈町温泉事業特別会計予算

令和 8 年度弟子屈町の温泉事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ115,246千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一 時 借 入 金)

第 3 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は30,000千円と定める。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

弟子屈町長 徳 永 哲 雄

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 使用料及び手数料		74,765
	1. 使用料	74,748
	2. 手数料	17
2. 財産収入		164
	1. 財産運用収入	164
3. 繰入金		12,241
	1. 基金繰入金	12,241
4. 繰越金		10
	1. 繰越金	10
5. 諸収入		1,466
	1. 雑収入	1,466
6. 町債		26,600
	1. 町債	26,600
歳入	合計	115,246

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1. 経 営 費		105,004
	1. 給 湯 管 理 費	105,004
2. 公 債 費		9,842
	1. 公 債 費	9,842
3. 予 備 費		400
	1. 予 備 費	400
歳 出	合 計	115,246

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
給湯施設整備事業	千円 26,600	普通貸借 又は 証券発行	4.0以内 %	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし町財政の都合により、繰上げ償還することができる。
計	26,600			

水道事業会計

令和8年度 弟子屈町水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度弟子屈町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	2,696 戸		
(2) 年 間 総 配 水 量	783,418 立方メートル		
(3) 一 日 平 均 配 水 量	2,140 立方メートル		
(4) 主要な建設改良事業			
浄水設備改良事業	工事費	6,446	千円
配水設備改良事業	工事費	41,547	千円
検定満了メーター器取替事業	573 台	6,358	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		202,203 千円
第1項 営業収益		176,417 千円
第2項 営業外収益		24,220 千円
第3項 特別利益		1,566 千円

支		出
第1款	水道事業費用	197,808 千円
第1項	営業費用	185,080 千円
第2項	営業外費用	12,128 千円
第3項	予備費	600 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額80,104千円は過年度分損益勘定留保資金55,908千円、当年度分損益勘定留保資金17,828千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,368千円で補てんするものとする）。

収		入
第1款	資本的収入	74,757 千円
第1項	企業債	51,800 千円
第2項	他会計補助金	22,957 千円

支		出
第1款	資本的支出	154,861 千円
第1項	建設改良費	88,054 千円
第2項	企業債償還金	66,807 千円

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道配水管整備事業	千円 4,000	普通貸借 又は 証券発行	% 4.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行 その他の場合には、その債権者と協定するものと する。ただし企業財政その他の都合により、繰上 げ償還することができる。
上水道施設整備事業	19,500	同上	同上	同上
簡易水道配水管整備事業	26,400	同上	同上	同上
簡易水道施設整備事業	1,900	同上	同上	同上
計	51,800			

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、50,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 42,587 千円

(他会計からの補助金)

第 9 条 一般会計からこの会計へ補助を受ける目的及び金額は、次のとおりと定める。

補 助 の 目 的	金 額
	千円
児童手当に対する補助	120
高料金対策に対する補助	3,735
弟子屈上水道第4次拡張事業の企業債に係る利子及び維持管理費補助	439
緊急給水装置整備事業の企業債に係る利子及び維持管理費補助	118
川湯簡易水道導水管等移設の企業債に係る元利及び維持管理費補助	312
災害対策事業の企業債に係る元利補助	3,660
川湯簡易水道老朽管更新事業の企業債に係る元利補助	4,478
屈斜路簡易水道老朽管更新事業の企業債に係る元利補助	4,484
美留和簡易水道老朽管更新事業の企業債に係る元利補助	2,086
川湯簡易水道施設整備事業の企業債に係る元利補助	1,816
屈斜路簡易水道施設整備事業の企業債に係る元利補助	2,766
美留和簡易水道施設整備事業の企業債に係る元利補助	5,799
合 計	29,813

(たな卸資産購入限度額)

第 10 条 たな卸資産の購入限度額は、28,393 千円と定める。

令和8年3月3日提出

弟子屈町長 徳 永 哲 雄

下水道事業会計

令和8年度 弟子屈町下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度弟子屈町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|----------------|
| (1) 水洗化世帯数 | 1,812 戸 |
| (2) 年間有収水量 | 329,885 立方メートル |
| (3) 主要な建設改良事業 | |
| 処理場改良事業 | 工事費 526,000 千円 |
| 汚水管渠改良事業 | 工事費 73,940 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		346,603 千円
第1項 営業収益		86,656 千円
第2項 営業外収益		259,492 千円
第3項 特別利益		455 千円

	支	出
第1款	下水道事業費用	342,012 千円
第1項	営業費用	323,264 千円
第2項	営業外費用	18,348 千円
第3項	予備費	400 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額26,477千円は過年度分損益勘定留保資金961千円、当年度分損益勘定留保資金9,413千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額16,103千円で補てんするものとする）。

	収	入
第1款	資本的収入	720,981 千円
第1項	企業債	275,300 千円
第2項	他会計負担金	7,589 千円
第3項	他会計補助金	117,905 千円
第4項	国庫補助金	319,573 千円
第5項	負担金	614 千円

	支	出
第1款	資本的支出	747,458 千円
第1項	建設改良費	601,029 千円
第2項	企業債償還金	146,429 千円

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 275,300	普通貸借 又は 証券発行	% 4.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行 その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし企業財政その他の都合により、繰上げ償還することができる。
計	275,300			

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、200,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と営業外費用の間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 14,308 千円

(他会計からの補助金)

第 9 条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は起債元金償還補助等で157,905千円である。

令和8年3月3日提出

弟子屈町長 徳 永 哲 雄

